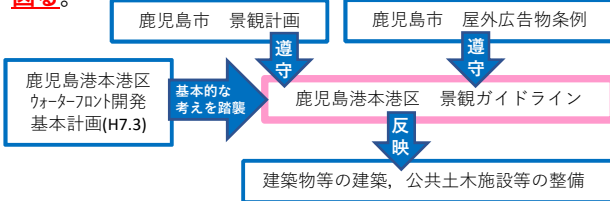


鹿児島港本港区 景観ガイドライン ~たたずみの場・のぞみの場をつむぐ人、めぐりの路が織りなす風景~ 【概要版】

1 ガイドラインの位置づけ

ガイドラインP1

桜島の眺望やまちなみ景観など同エリアにふさわしい景観・デザインについて、**基本的な方向性を示す**ことにより、同エリアにおける建築物の建築及び公共土木施設等の整備に反映し、**良好な景観形成と魅力向上を図る**。



2 本港区エリアまちづくりの考え方

ガイドラインP2~4

- ・古くからの歴史がある本港区(1844年頃：新波止)
- ・市街地が隣接し、自然景観や歴史・文化に恵まれる
- ・同エリアまちづくりグランドデザインの実現



3 ガイドラインの対象区域

ガイドラインP5



4 配慮の方針

ガイドラインP6~7

- Point 1** 錦江湾や桜島、歴史的建造物等の景観資源に配慮します
- Point 2** めぐり、たたずみ、のぞみことができる、歩行者目線での良好な景観形成を目指します
- Point 3** 多様な来訪者が行き交い集う魅力的な空間形成を目指します



5 回遊動線と視点場の設定

ガイドラインP8~21

- めぐりの路**：魅力を感じられるルート（回遊動線）
- ▽同エリアの魅力を感じられる場所を回遊動線上の視点場
- のぞみの場**：錦江湾・桜島への眺望確保が必要
- たたずみの場**：まちなみや港の活動を立ち止まり眺める



6 配慮する事項

ガイドラインP22~34

- (1)建築物等の高さ
- (2)のぞみの場からの見通し確保 ウォーターフロント側の樹木等の高さ
- (3)オープンスペース、回遊性の確保
- (4)水際空間
- (5)まちなみ形成
- (6)建築物等のファサード
- (7)色彩
- (8)屋外広告物
- (9)屋根・屋上
- (10)駐車場・駐輪施設
- (11)夜間景観の演出
- (12)道路及び緑地・緑化
- (13)イベント時の緩和
- (14)ユニバーサルデザイン等



7 ガイドラインの実現に向けて

ガイドラインP34

- ・本ガイドラインの積極的な周知を図る。
- ・**事業者等は港湾管理者との協議の場を設け**、設計・施工段階における景観・デザインに関して本ガイドラインの反映状況等について、**確認・調整を行う**。